年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

1 件

厚生年金関係 1件

函館厚生年金 事案 199 (事案 165 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を 各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和12年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年9月17日から同年10月10日まで

② 昭和39年10月10日から同年12月8日まで

当初の申立てについては、年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受け取ったが、私が保管する船員手帳に、申立期間①及び申立期間②について、雇入年月日、雇止年月日が記載され、海運局の公認印が押されていることから、私は両申立期間において船員保険に加入し、船員保険料が給与から控除されていたと認識している。

今回、当時、同じ船団で、別の船舶の船長だった人も、私の認識は間違っていないと言ってくれたことを事情として挙げるので、両申立期間について船員保険の被保険者記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②に係る申立てについては、i)申立人が所持する船員手帳により、両申立期間において申立人が、A氏又はB氏が所有するC丸に甲板員として雇入れされていたことは確認できるものの、ii)船舶所有者名簿によると、両申立期間において各船舶所有者は船員保険の適用事業所に該当していなかったこと、ii)申立期間①について、船舶所有者は所在不明である上、船長は既に死亡していることから、申立期間①当時の申立人の雇用状況及び船員保険料の控除について確認できないこと、iv)申立期間②について、船舶所有者は既に死亡している上、船長の供述から判断すると、申立人の当該期間における勤務実態がうかがえるものの、当該船長についても申立期間②における船員保険の被保険者記録は無く、当該期間において国民年金の被保険者であり国民年金保険料を納付していることが確認できること、v)申立人は、同僚の氏名を記憶していないことか

ら、両申立期間に係る申立人の船員保険料の控除について供述を得ることができないこと、vi)申立人は、両申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持していないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月5日付け年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

申立人は、今回、船員手帳に雇入期間が記載され海運局の公認印が押されていることをもって船員保険料の控除がされていたとする自身の認識について、当該認識は間違っていないと言ってくれたとして、申立人が雇入れされたC丸とは別の船舶の船長を挙げているものの、申立人は当該船長について、「船長の氏名及び住所は不明であり、既に亡くなった。」と供述していることから、両申立期間に係る申立人の各船舶所有者における船員保険の加入の取扱い及び船員保険料の控除に係る供述は得られず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、両申立期間の船員保険料を各事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

なお、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期すため、船員が船舶に乗り込む前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の加入期間と一致するものではなく、船員手帳の雇入年月日及び雇止年月日をもって、直ちに船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日の根拠とすることができない。